

# 令和5年度 事務事業評価シート（1）

## [ 令和4年度事務事業 ]

一般会計				事務事業分類	A 一般事務事業
事務事業名	学童集団下痢症補償・フォローアップ事業			事業番号	038-099
担当部署名	教育委員会事務	局	学校管理	部	学校給食

### I. 基本情報

#### 事業の位置付け

1	堺市基本計画 2025	施策との関連	有・無	戦略	—	施策	—
		寄与するKPI	無	取組の方向性	—	—	—
	堺市SDGs 未来都市計画	施策との関連	有・無	指標名	—	目標値	—
		寄与するKPI	無	現状値	—	—	—
		施策との関連	有・無	ゴール	—	ターゲット	—
		寄与するKPI	無	取組	—	—	—

2	関連計画	—		
3	事業開始年度	平成 8 年度	点検対象年度	令和 7 年度
4	実施根拠 (根拠法令、条例等)	堺市学童集団下痢症に係る補償基準、堺市学童集団下痢症による後遺障害に対する補償基準、堺市学童集団下痢症による死亡者に対する補償基準、堺市学童集団下痢症に係る健康管理基本方針		

#### 事業の概要

5	事業の実施主体 (実施主体となる団体等)	本庁																							
6	事業の対象 (対象とする人や物、対象数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平成8年7月に発生した病原性大腸菌O157による集団食中毒に罹患した方で、医療機関において治療を受けた方等（未合意者11名）</li> <li>■O157に罹患し、「現在の症状がO157感染症と因果関係があり、治療や経過観察が必要」と診断された方15名</li> </ul>	対象数	26	単位	人																			
7	事業の目的 (事業実施によりめざす状態)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学校給食に起因して発生した学童集団下痢症であることから、学校設置者である市としての適切な責務を果たすため、未合意者に対し、補償または見舞いを行う。</li> <li>■O157に罹患し、治療や経過観察が必要と診断された対象の方々の健康回復と健康保持。</li> </ul>																							
8	事業内容 (目的を達成するための手段)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平成8年7月に発生した病原性大腸菌O157による集団食中毒に罹患した方                     <table border="1"> <tr> <td>補償金</td> <td>医療機関に通院</td> <td>通院</td> <td>1日につき</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療機関に入院</td> <td>入院</td> <td>1日につき</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>HUS併発</td> <td>入院</td> <td>1日につき</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>見舞金</td> <td>無症状菌陽性者</td> <td></td> <td></td> <td>5,000円</td> </tr> </table> </li> <li>■死亡者、後遺障害が生じた方 別の基準により行う</li> <li>■未合意者に対し、治療を受けた日数や後遺障害等に対して補償を行う。</li> <li>■治療や経過観察が必要な方に対しては、フォローアップ検診を継続実施する。</li> <li>■発症者で今後健康（心的も含む）に不安等があり相談があった場合、堺市医師会O157感染症フォローアップ委員会の意見を参考に個別に対応する。</li> <li>■教育委員会において、相談窓口を所管し、関係部局及び堺市医師会O157感染症フォローアップ委員会との連携のもと、適切な健康管理に努める。</li> <li>■堺市学童集団下痢症を二度と繰り返さず、風化させないことを誓うため「O157 堺市学童集団下痢症 追悼と誓いのつどい」を開催する。</li> </ul>				補償金	医療機関に通院	通院	1日につき	8,000円		医療機関に入院	入院	1日につき	16,000円		HUS併発	入院	1日につき	21,000円	見舞金	無症状菌陽性者			5,000円
補償金	医療機関に通院	通院	1日につき	8,000円																					
	医療機関に入院	入院	1日につき	16,000円																					
	HUS併発	入院	1日につき	21,000円																					
見舞金	無症状菌陽性者			5,000円																					
	※国・府の基準より上回って実施した内容を具体的に記載	—																							
9	主な支出先 (委託・補助金・負担金等)	—																							
10	公民連携・協働事業	—																							

### II. 事業目的の達成状況

#### 事業の成果や活動実績の測定

11	成果指標(目的の達成状況を測定)	単位	実績		目標	目標 点検対象年度	
	平成8年7月に発生した病原性大腸菌O157による集団食中毒に罹患した方に対し補償または見舞いを行う。	回	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	
			目標値	11	11	11	11
			実績値	0	0		
	達成率	0%	0%				
当該指標を選定した理由	■未合意者(11人)との補償交渉について、合意形成に至る必要があるため						
目標値の設定根拠・算出方法	■対象者数に対し補償または見舞いを行なった数						
12	活動指標(成果を上げるための手段)	単位	実績		目標		
	フォローアップ対象者総数のうち受検者の割合	%	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
			目標値	100	100	100	
			実績値	20	13.3		
	達成率	20%	13%				
当該指標を選定した理由	■学校給食を起因として発生した堺市学童集団下痢症であることから、学校の設置者である市としての責務を果たすため、フォローアップ検診等（身体面）を受診していただく。						
目標値の設定根拠・算出方法	■フォローアップ対象者総数						

## 令和5年度 事務事業評価シート（2）

事務事業名	学童集団下痢症補償・フォローアップ事業	事業番号	038-099
-------	---------------------	------	---------

### Ⅲ. 投入量

#### 事業コスト

※当初予算には、前年度からの繰越分を含む。 (単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度		令和5年度	
	決算	決算	当初予算	決算	当初予算	
事業費 (a)	120	925	1,900	1,029	1,945	
13 財源内訳	国支出金		0		0	
	府支出金		0		0	
	市債		0		0	
	その他 ( )		0		0	
	受益者負担金(使用料、手数料等)			0		0
	一般財源	120	925	1,900	1,029	1,945
14 人件費 (b)	2,460	2,460	2,460	2,460	14,580	
15 年間経費(c)=(a)+(b)	2,580	3,385	4,360	3,489	16,525	

#### 事業費の内訳

(単位：千円)

項目	年度	事業費	うち一般財源	項目	年度	事業費	うち一般財源	
								R4
16 事業費内訳	医師報酬	R4	0	0	医療費等負担金	R4	156	156
		R5	84	84		R5	271	271
	消耗品費	R4	7	7	学童集団下痢症に係る補償金	R4	0	0
		R5	2	2		R5	658	658
	通信運搬費	R4	12	12		R4		
		R5	10	10		R5		
手数料	R4	7	7		R4			
	R5	20	20		R5			
会場設営委託料 (追悼と誓いのつどい)	R4	847	847		R4			
	R5	900	900		R5			

### Ⅳ. 事業の効率性

#### 単位当たり経費

区分	単位	令和3年度	令和4年度
① ■フォローアップ対象者総数	人	15	15
② 上記①にかかる年間経費	千円	3,385	3,489
③ 単位当たり経費 (②÷①×1,000円)	円/単位	225,667	232,600

備考 (算出についての説明等) 単位当たり経費は、対象の方々の治療や経過観察に係る医療費負担の内容により増減がある。

### Ⅴ. 評価

#### 費用対効果に係る所見

18	<p>■学校給食に起因し、多数の児童や家族の方々に被害を与えたという事実から、学校設置者である市の責務として実施するものであり、対象の方々への補償や治療・経過観察の内容により単位当たり経費は増減するが、今後も事業の継続が必要と考える。</p>
----	---

#### KPI等への寄与 (基本計画等のKPI・取組の方向性や事業の目的の達成にどのように寄与したか)

19	<p>■直近数年は補償の合意に至った案件がなく、困難な状況が続いているが、今後も交渉を継続し、市の責務を果たしていく。</p> <p>■経過観察の受検者は一部に留まったが、受検された方においては、継続した健康管理に寄与した。今後も、受検者に係る医療費を負担するとともに、受検の勧奨を継続する。</p>
----	--